

2018年5月16日

公益通報者保護専門調査会座長
山本 隆司 様

公益通報者保護専門調査会委員
春田 雄一

意見書

今回の公益通報者保護専門調査会を所用により欠席いたします。下記のとおり書面にて意見を申し述べます。

記

1. 事業者等における通報体制の整備について

<民間事業者>

- 事業者の規模などに応じて、必要な措置を講じ、自主的な取組を支援・促進していくことが必要である。
- 自主的な取組を促進させるため、制度の実効性の向上に向けて、認証・顕彰などのインセンティブの導入を検討していくことは有用である。また、内部通報制度に関する社内規定の有無や窓口の有無など、単純でわかり分り易い要件について、公共調達などにおける評価の加点要素に盛り込むことも有用である。

<行政機関>

- 公益通報者制度の実効性は、本来、企業の自律的な取組みにより確保していくことが望ましいが、それを補完するもの（通報者の拠り所）として、中立的な第三者である行政機関がとるべき措置の具体化、充実化を図ることは重要である。
- 具体的に行政機関（地方公共団体）における通報窓口の整備を進める際には、少なくともすべての都道府県に設置することが必要である。市区町村の通報窓口の設置については、消費者庁および都道府県による支援が必要であり、設置件数の目標などの設定については、現在の受付件数の実態や市区町村の対応能力にバラつきがあることなどを踏まえ、慎重に検討すべきである。加えて、通報対応を行う市区町村等の行政職員が相談できる窓口を都道府県に設けることを含め、都道府県が中心となり、都道府県内の各市区町村と連携を強化しつつ、支援することが重要である。
- また、権限を有する行政機関以外の機関の活用については、通報処理を公正に行える既存の行政機関（消費者庁など）や第三者機関の設置を検討していくべきである。ただし、公益通報内容の範囲が極めて広いことや、法的な調査権限を付与することの是非などに留意しつつ、通報者の秘密保持などの利益を損なわないような仕組みを慎重に検討していくべきである。

2. 通報に関する秘密の保護について

- 通報者保護のため、秘密保持義務についての定めを設けるべきと考える。また、その違反については、刑事罰・行政措置の対象とするべきと考える。ただし、公益通報に対処する企業の体制はそれぞれ（企業規模や企業内の組織体制、受付職員の専門性など）であることや、最初に通報を受付した一人の職員だけではなく、現実的には組織で対処していることを踏まえると、刑事罰の及ぶ範囲や制裁の程度は慎重に検討していくべき。
- また、秘密保護に関連するものとして、通報妨害・通報者の探索についても論点に加えるべきと考える。具体的には、通報者保護のため、通報妨害・通報者の探索の禁止の定めを設け、その違反については、刑事罰・行政措置の対象とするべきである。
- 2号通報に係る秘密保護や個人情報保護に違反した際の刑事罰を定めることは、そもそも行政職員には他の法律による守秘義務が科されていることから、それを上回る罰則を定めることの当否などを含め、慎重に検討していくべきである。

以 上